なお、投資額は、次の設備区分ごとに定める算定方法により算出する。

| 設　備　区　分 | 算　　定　　方　　法 |
|---|---|
| 音声収容ルータ | 1　音声収容ルータの設置基準<br>収容局であって、収容回線に光地域ＩＰ回線が含まれないもの又はコア局との間の伝送（離島設備の適用区間に限る。）を無線伝送装置又は衛星通信設備により行うものには、音声収容ルータを設置する。<br>2　設備量の算定<br>⑴　音声収容ルータ設置局ごとに、次のアからウまでにより求めたユニット数のうち最大のものを当該局の音声収容ルータユニット数とする。<br>ア　音声１Ｇポート数、ＡＤＳＬ地域ＩＰ１Ｇポート数及び音声収容ルータＰＴＮ（パケット伝送装置をいう。以下同じ。）対向１Ｇポート数の合計を音声収容ルータ収容率で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を音声収容ルータインタフェース数とし、これを音声収容ルータ１ユニット当たり最大インタフェース数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）<br>イ　アナログ電話及び総合デジタル通信サービスの最繁時呼量帯域（最繁時呼量に１接続当たり音声帯域及び音声パケット優先係数を乗じたものをいう。以下同じ。）並びにＡＤＳＬ地域ＩＰサービスの最繁時呼量帯域の合計を音声収容ルータの最繁時呼量帯域とし、これを音声収容ルータ収容率及び音声収容ルータ１ユニット当たり最大処理最繁時呼量帯域で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）<br>ウ　アナログ電話及び総合デジタル通信サービスの最繁時呼量パケット数（最繁時呼量に１接続１秒当たり音声パケット数及び音声パケット優先係数を乗じたものをいう。以下同じ。）並びにＡＤＳＬ地域ＩＰサービスの最繁時呼量パケット数の合計を音声収容ルータの最繁時呼量パケット数とし、これを音声収容ルータ収容率及び音声収容ルータ１ユニット当たり最大処理最繁時呼量パケット数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）<br>⑵　⑴の音声収容ルータユニット数に音声収容ルータ冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後音声収容ルータユニット数とし、ＡＤＳＬ地域ＩＰサービスに係るもの（最繁時呼量帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系冗長化後音声収容ルータユニット数とする。<br>⑶　⑴アの音声収容ルータインタフェース数に音声収容ルータ冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後音声収容ルータインタフェース数とし、ＡＤＳＬ地域ＩＰサービスに係るもの（ポート数比及び最繁時呼量帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系冗長化後音声収容ルータインタフェース数とする。<br>3　投資額の算定<br>次の算定式により局ごと音声収容ルータ投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、音声収容ルータ投資額を算定する。<br>局ごと音声収容ルータ投資額<br>＝音声系冗長化後音声収容ルータユニット数×音声収容ルータユニット単価<br>＋音声系冗長化後音声収容ルータインタフェース数×音声収容ルータインタフェース単価<br>＋音声系冗長化後音声収容ルータユニット数×音声収容ルータソフトウェア単価 |
| 共用収容ルータ | 1　共用収容ルータの設置基準<br>音声収容ルータを設置しない収容局には、共用収容ルータを設置する。<br>2　設備量の算定<br>⑴　共用収容ルータ設置局ごとに、次のアからエまでにより求めた共用収容ルータのユニット数のうち最大のものを当該局の共用収容ルータユニット数とする。<br>ア　共用収容ルータ１Ｇインタフェース数（音声１Ｇポート数及びＡＤＳＬ地域ＩＰ１Ｇポート数の合計）を共用収容ルータ１Ｇボード当たり最大収容インタフェース数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を共用収容ルータ１Ｇボード数とし、これを共用収容ルータ１ユニット当たり最大１Ｇボード数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）<br>イ　共用収容ルータ10Ｇインタフェース数（光地域ＩＰ10Ｇポート数、共用収容ルータＣＷＤＭ（波長分割多重装置をいう。以下同じ。）対向10Ｇポート数（当該局が収容局兼コア局以外の場合に限る。）、共用収容ルータ共用コアルータ対向10Ｇポート数（当該局が収容局兼コア局の場合に限る。）及び共用収容ルータ間渡り10Ｇポート数の合計）を共用収容ルータ10Ｇボード当たり最大収容インタフェース数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を共用収容ルータ10Ｇボード数とし、これを共用収容ルータ１ユニット当たり最大10Ｇボード数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）<br>ウ　アナログ電話及び総合デジタル通信サービスの最繁時呼量帯域並びにＡＤＳＬ地域ＩＰサービス及び光地域ＩＰサービス（共用収容ルータに収容するものに限る。）の最繁時呼量帯域の合計を共用収容ルータの最繁時呼量帯域とし、これを共用収容ルータ収容率及び共用収容ルータ１ユニット当たり最大処理最繁時呼量帯域で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）<br>エ　アナログ電話及び総合デジタル通信サービスの最繁時呼量パケット数並びにＡＤＳＬ地域ＩＰサービス及び光地域ＩＰサービス（共用収容ルータに収容するものに限る。）の最繁時呼量パケット数の合計を共用収容ルータの最繁時呼量パケット数とし、これを共用収容ルータ収容率及び共用収容ルータ１ユニット当たり最大処理最繁時呼量パケット数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。） |